

令元練北西小 第55号
令和元年8月6日

行政番号 17
練馬区教育委員会 殿

学校名 練馬区立北町西小学校
校長名 吉川 文章

練馬区立北町西小学校「学校いじめ防止基本方針」の改訂（報告）

このことについて、添付資料（練馬区立北町西小学校「学校いじめ防止基本方針」）のとおり、改訂いたしましたので、お届けいたします。

概要

- 1 本校の基本姿勢
- 2 対策方針の基本的な考え方
- 3 学校の取組
 - （1）学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置及び防止に向けた取り組み
 - （2）相談体制の確立
 - （3）教職員の研修
 - （4）保護者・地域への理解啓発
 - （5）いじめ防止にむけた取組
 - （6）教職員の取り組み及び児童へ育む力
 - （7）早期発見、速やかな対応に向けた徹底事項
- 4 家庭や地域との連携
 - （1）家庭との連携
 - （2）地域との連携
- 5 付則

練馬区立北町西小学校「学校いじめ防止基本方針」

この方針は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」に基づき、練馬区が定めた「平成31年度練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」を基に、北町西小学校で定めた基本方針である。

1 本校の基本姿勢

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。また、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子供にも起こり得るものであるという基本的な認識に立つことが必要である。いじめは、子供の心を深く傷付け、人格形成に悪影響を与える大変憂慮すべき人権問題である。したがって、いじめの早期発見と未然防止は、教師にとって重大な課題である。

いじめ問題を解決するためには、「いじめであるか否か」ということより、「いじめであるかもしれない」「いじめに発展するかもしれない」という視点に立って、子供一人一人に関わっていくことが大切である。

【いじめの定義】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している児童生徒等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる者を含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 対策方針の基本的な考え方

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取組とし、日々の充実した教育活動の中で、子供たちが心と感性を育み、併せて、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を醸成していくことを大切にする。

3 学校の取組

（１）学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置及び防止に向けた取り組み

いじめ防止基本方針の策定（本基本方針）

校長のリーダーシップの下「学校いじめ防止基本方針」を作成し、その内容について全教職員で共通理解を図り、児童の指導にあたる。

組織の設置

北町西小のいじめ防止等に関する対応を迅速に進めるために、校内職員からなる「いじめ防止対策委員会」及び外部関係者による「いじめ防止対策サポーターチーム」を組織する。

【いじめ防止対策校内委員会】

○目的

- ・いじめ防止対策年間計画の作成、実行、検証、修正相談
- ・通報の窓口

○構成員

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、いじめ防止担当教員、特別支援教育コーディネーター、都スクールカウンセラー

○役割

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核と

しての役割

- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、いじめ防止対策サポートチームを招集するかどうかについての判断をするための役割

【いじめ防止対策サポートチーム】

○目的

- ・ いじめの相談・通報の窓口 ・ 情報の収集、記録、共有 ・ いじめの早期解決

○構成員

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、いじめ防止担当教員、保護司、民生児童委員、在校生保護者、卒業生保護者)

○活動内容

- ・ 年間3回の定例会をもつ。
 - 第1回(1学期中)組織立ち上げ、挨拶、自己紹介、活動方針確認
 - 第2回(2学期中)いじめ対応状況報告
 - 第3回(3学期中)年間の報告
- ・ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・ いじめ防止対策校内委員会からの招集を受け、会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核として活動する。

(2) 相談体制の確立

児童から訴えがあった場合、スクールカウンセラー、養護教諭、学級担任が中心となって相談体制を確立する。

【教職員間の情報交換】

- ・ 不断の情報交換を重視 ・ 職員会議、生活指導朝会等での情報交換
- ・ 保健室や教育相談からの情報提供 ・ 児童からの情報の活用

【教育相談体制】

- ・ SCや心のふれあい相談員の活用、定期的な相談の実施
- ・ 副校長をはじめとする担当への報告、連絡、相談の徹底

【こども支援委員会(特別支援教育コーディネーター)】

- ・ 児童の実態把握と適切な支援への助言
- ・ 支援が必要となる児童への個別の対応体制づくり

【窓口の一本化】

- ・ 副校長を窓口として、いじめの通報や情報に対応 ・ 全教職員への報告と周知

(3) 教職員の研修

生活指導委員会を中心にいじめの早期発見や対応のための校内研修を年間2回行い、教職員のいじめ問題の対応力を高める。

東京都や練馬区主催の研修会に参加し、以下の情報を共有する。

- ・いじめを生み出さない学級の雰囲気作り
- ・いじめを見逃さないための児童観察の視点の明確化
- ・被害・加害者児童の保護者への連絡内容及び実際の話し方の研修
研修の際には、以下の資料を活用する。
- ・『いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」』東京都教育委員会
- ・『人権教育プログラム』東京都教育委員会
- ・『人権教育指導資料』練馬区教育委員会

(4) 保護者・地域への理解啓発

- ・学校だより、および学校ホームページで、いじめの定義やいじめ防止対策サポートチームの活動状況などについて発信する。
- ・「学校運営評議会」で報告する。

(5) いじめ防止にむけた取組

取組・時期・内容

【講話・授業】

- 5月・全校朝会での講話 6月・道徳の時間、学級活動などでの授業
11月・全校朝会、学級活動などでの授業 2月・道徳の時間、学級活動などでの授業

【児童への関わり】

- 4月・SCとの面接 5月・5年生児童とスクールカウンセラーによる面接の実施
7月及び随時担任との面談・子供との面談の実施

【活動】

- 11月・ふれあい月間・いじめ一掃プロジェクトに関わる標語やポスターなどの作成
2月・全校児童による「心が温かくなる言葉」の作成

【予防的な視点に基づくいじめアンケートの毎月実施】

- ・いじめの早期発見や防止に関わる項目について、アンケート毎月対象に実施
- ・必要に応じた児童からの聞き取り及び指導、管理職への報告
- ・アンケート結果は集計、および、検討の後、学校便り特別号として3月に配布

【北西小で絶対に使ってはならない言葉「うざい」「きもい」「死ね」の根絶】

(6) 教職員の取り組み及び児童へ育む力

教職員の取り組み（チェック形式）

- ☐ 情報共有の場の設定 ☐ いじめを許さない体制の確立と児童への周知
- ☐ 日常的な「分かる授業」の実践 ☐ 教員による自身の指導の振り返り
- ☐ 学年経営を中心にした児童の活躍の場づくり、居場所づくり、絆づくり
- ☐ 道徳の時間を中心とする全教育活動における指導 ☐ 児童の実態把握と深い児童理解
- ☐ 異学年、異世代との交流の推進 ☐ 児童一人一人の活躍の場の設定
- ☐ 学習や行動を振り返る時間の設定 ☐ 体験活動の実施 ☐ 読書活動の推進
- ☐ 学習における交流の場の設定 ☐ めあての設定 ☐ 絶対に使ってはならない言葉についての指導の徹底

児童に培う力（チェック形式）

- ☐ 自尊感情と自己有用感 ☐ 規律を守る学校生活 ☐ 素直な心とみずみずしい感性

- 他者を理解し認め合う力 □他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- 進んで挑戦する力 □粘り強く取り組む力 □他者とのコミュニケーションを図る力
- ストレスに適切に対処できる力 □絶対に使ってはならない言葉の定着

いじめ対応の共通理念の共有

【自己判断は禁物！ 素早く相談・対応】

- 「様子を見よう」「悪ふざけだろう」～の考えは捨てる。
- ・「いじめは絶対に許されないもの」という認識立つ。
- ・「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- ・「いじめられている児童の側に立つ。」ことを前提にして判断する。
- ・「小さな芽は小さなうちに摘む」ことを重視する。

(7) 早期発見、速やかな対応に向けた徹底事項(チェック形式)

素早い事実確認に向けて

- 毎月のアンケートに基づく、発見・対応・共有・後追い
- 管理職への速やかな報告の徹底
- 聞き取りは、被害者の視点に立ち「味方」となって支える立場で接する。
- 性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。
- 加害児童へは、いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。
- 受容的に話を聞く。
- 「いじめは絶対に許されない行為として、けんか両成敗的な指導はしない。
- 周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- 内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- 事実確認終了後、必要な指導を行う。
- 被害児童保護者、加害児童保護者と直に会って面談を行う。
- 保護者の立場や心情に十分配慮し、現状と今後の具体的な対応について説明する。
- 保護者の心配していることを明らかにして、収束に向けた今後の見通し、対応について説明する。

「いじめ対策防止委員会」の開催

- 具体的な指導方針や指導体制、対応策の決定と実践
- いじめ防止対策サポートチームを招集するか否かの協議

インターネットネット上のいじめへの対応

- 児童に対して、学校の決まりの遵守、情報モラルについての指導を行う。
- 児童のパソコン・携帯電話等の利用を第一義的に管理するのは家庭である。
- 「SNS北西ルール」について保護者会等で周知を図る。
- 予防的な視点に基づくアンケートにSNSに係る項目を掲載
- パソコン・携帯電話等を見ているときの表情の変化や行動など小さな変化に気付いた場合、学校に報告してもらう。
- 「ネット上のいじめ」を発見した場合、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに人権侵害や犯罪、法律違反など事案によって、警察等の専門機関と連携して対応する。

校種間および関係機関との一層の連携

- 小中連携・幼保小連携の視点を踏まえ、必要に応じて異校種間でいじめに関する情報交換・連携を行う。
- 異校種間で情報交換・連携を行う場合、卒業（園）生や卒業時の学年集団等に関するいじめに関する情報を提供し、意見交換を行う。
- 必要に応じていじめに関して、教育相談室や適応指導教室、学童クラブや児童館、児童相談所、警察等と連携し、情報共有を行い、対応にあたる。

学校におけるいじめの防止等の取組の点検

- 必要に応じて、学校いじめ防止基本方針、設置した組織等を実態に即して点検・見直しを行う。
- いじめ防止対策サポートチームによるいじめ対応への意見による改善
- 区のふれあい月間に合わせ、いじめに関する調査から課題を洗い出し、組織的・計画的にいじめ問題に取り組めるようにする。
- 教職員は、学校自己評価等を通じ、自己およびいじめ対応組織等について適切に評価し、改善に努める。
- 毎月のアンケート内容の精選及び改善
- 児童および保護者等が学校評価等を活用し、学校いじめ防止基本方針、設置した組織等について定期的に評価する機会を設ける。

4 家庭や地域との連携

（１）家庭との連携

- ・ 学校、学年、学級・専科だよりや学校ＨＰ等による子供たちの活動の広報
- ・ 学校の考え方や取組の周知（保護者会、ＰＴＡ総会等）
- ・ いじめアンケートの結果、考察、対応策を特別号として発信

（２）地域との連携

- ・ 学校だより、学校ＨＰによる教育活動の広報と周知
- ・ 登下校時の児童の実態把握と情報交換

5 付則

付則（平成２６年５月８日付け練北西小第２２号）

この「学校いじめ防止基本方針」は平成２６年５月９日から施行する。

付則（令和元年８月６日付け令元北西小第５５号）

この「学校いじめ防止基本方針」は令和元年８月７日から施行する。